

立命館大学法学部ニューズレター

第7号



Newsletter

The Faculty of Law

Ritsumeikan

University

目次

消費者法セミナー調査研究報告	長尾治助	2
ドイツ・ケルン大学等出張報告	和田真一	3
民事訴訟法学会大会における個別報告を終えて	出口雅久	5
「共同建替促進法制定の提案」 - 土地法学会報告より -	安本典夫	7
公法学会第61回総会の報告	市川正人	9
私法学会個別報告を終えて	増田栄作	11
博士(法学)の学位を頂いて	田井義信	12
博士論文執筆を振り返って	樋爪 誠	13

消費者法セミナー調査研究報告

長尾 治助

1 研究活動の経緯 1994年夏、立命館大学において、「国際学術交流・消費者法の国際的ハーモナイゼーション」が開催された。ここでのシンポジウムおよびセミナーの成果と残された課題を引きつぎ、より深く消費者法を研究するために、1995年度にはヨーロッパ、マレーシア、香港を訪問した。その記録は、竹濱修教授により、法学部ニューズレター5号で紹介されているとおりである。それを受けた1996年度の海外研究は、三地域にわけて行われる。ヨーロッパ地域は前年度に引き続いて山根教授によるECの競争法と消費者保護に焦点が絞られる。オーストラリア、ニュージーランド法については1997年1月に、シドニー大学のハーランド教授と共同研究を行うことになっている。もう一つの領域は北米である。1996年8月18日から28日にかけて行った次の海外研究がここでの記録である。

2 ワシントンD.C

(1) 環境保護団体Alliance to end childhood lead poisoningのK.W.ジェームス・ロッキー弁護士との研究会 同団体は建物と環境政策について提言、住民の健康指導・助言を行っている非政府機関である。とくに低所得者層の居住地域における消費者保護の問題として、居住建物の建材や外装に使用される塗料に含まれる鉛がとりわけ幼児らの健康被害にとって主な原因となっていることを明らかにした。室内汚染を規制していくためにペイントやガソリン等の無公害化を促進していく必要がある。もちろんこれだけで低所得者層の住居環境が変わるわけではない。その地域への富の配分をも考慮して、政府は共同体再投資法(Community Reinvestment Act)を制定することとしている。同法は(4)で言及する銀行の融資規制とも関連性をもつことになる。同団体は国内でそうした法律を制定させるなどの活動のみならず、同様の事態

を抱える発展途上国に対しても問題解決に向け支援の手を差しのべている。

(2) 連邦先物取引委員会 ジョエル・メリイ審判官と面談し、とくに投資家の市場参加を保護するための手続や救済方法について説明を受けた上、紛争事例を中心とした取引実態と同委員会の規制権限等について質問や意見交換を行った。

(3) 消費者保護の共同研究 司会はロッキー弁護士と堀田教授で、日本法につき概要を長尾が、個別問題について鹿野助教授、村本弁護士が報告した。アメリカ法につきアメリカン大学のガットマン教授、FTCの弁護士ロスチャイルド氏らが説明を行った。質疑応答では、判例の拘束性、日本における法の解釈、PL訴訟との関連で弁護士のかかわり方(報酬についての日米の違いを含めて)、市民が製品欠陥を知る方法、日本の消費者運動のあり方、日本の立法の在り方とロビー活動、苦情処理機関などの問題がとりあげられた。本研究会の模様は堀田教授が録音されているところであるので、後日、何らかの形で公表されるであろう。

(4) 連邦準備制度 消費者・コミュニティー問題局 局長は立命館大でのセミナーに報告者として参加されたガーウッド氏で、同氏および副局長のイングリッシュ女史と会合し、消費者信用における過剰融資、変動商品についての銀行の説明義務、銀行自身が販売する金融商品の規制を中心に、長時間、われわれの質問におこたえいただいた。その後、ガーウッド氏から同機関において業界と市民双方に対し銀行業務に関して消費者教育を実施しており、金融機関に対しては開示のガイドラインを作成していること、市民に対しては契約について市民の側から銀行に質問できるよう訓練プログラムをすすめて、これが成功していることなどが話された。

(5) 連邦消費者製品安全委員会 チャーチ氏、シュメルツアー氏、シェーキン氏をはじめ同委員会のスタッフと会談する。製品の安全性に関する検査データを民事事件における証拠として提出することについての協力、悪質事例に対する差し止めと国家への賠償金支払措置、刑事制裁などにつき有益な知見をえた。

(6) アメリカン大学法学部 グロスマン法学部長と大久保教授、堀田教授との間で今秋開催の学術交流を確認ののち、消費者法担当のポーガン教授等とも面談し、図書館にて消費者法判例を含め諸資料を収集する。なお、政府刊行物販売所でも関連資料を入手する。

3 ニューヨークで国際連合Programme Office, Department for Policy Coordination and Sustainable Developmentを訪問 フリー・リー氏と面談し、国際連合消費者保護ガイドラインに関する近時における各国の実施状況につきヒアリングを行った。そのあと同氏から指摘された諸資料を国連図書館にて複写、収集するなどしたが、このさい、国連職員Mr.Kiyoshi Adachiの助力をえた。

国連ガイドライン自体の見直し作業がすすめられており、1997年1月インドのデリーで行われる国際消費者機構主催の国際会議でその方向が示されるであろう。われわれも同会議の動向に注目しなければならない。

ちなみに、環境問題と消費者問題は現下の世界的二大課題であるとともに、両者は密接に関連しあっている。国連からの環境関連出版物はおびただしい量にのぼっていることに驚かされたが、消費者問題の視点からそれら諸資料の成果を吸収していくことがわれわれ

にとって、今後の課題となるであろう。

4 カナダ カナダ法域の消費者法研究は、その一端をイアン・ラムゼー、ヨーク大学教授に負っている。同教授は本年9月初旬、本法学部を訪問され、カナダ法の研究成果をわれわれに語られた。研究会には生田法学部長をはじめ大阪弁護士会、京都弁護士会からも実務家が参加され、とくに消費者信用法について質疑応答がかわされた。これに先立ち国内における本研究会への一つのステップとして、われわれは、ニューヨークからバンクーバーにまわり、プリティシュ・コロンビア大学を訪問し、8月24日から27日にかけて同市に滞在した。

バンクーバーで開催されているコモンウェルズ・バー・アソシエーション総会における研究報告書を収集したあと、U・B・Cを見学する。The International Center for Criminal Law Reform and Criminal Justice Policyおよび中国、日本、韓国、南アジア、南東アジアの5センターを擁するInstitute of Asian Researchは、今後、立命館とU・B・Cの交流がすすむ中で共同研究の場として活用されることが期待される。

法学部ではスミス部長をはじめ、法学部スタッフにお会いし、キャンパス内ゴルフ場のゲスト・ハウスで昼食の歓待をうけながら、消費者法のヴェクスラー教授、ブラインデン教授、環境国際法分野担当のミクレソン助教授、日本センターのザルツブルグ助教授と懇談した。法学部、国際関係学部教員レベルでの学術交流に若干は貢献することができたということが許されようか。U・B・C側は今後のさらなる共同研究に意欲的である。

(ながお・じすけ 民法)

ドイツ・ケルン大学等出張報告

和田 真一

この8月に久岡康成教授(刑事訴訟法)、出口雅久助教授(民事訴訟法)そして私の3名が、ケルン大学、ドレスデン工科大学、フライブルク大学を訪問した。ケルンとフライ

ブルクについては、ケルンで在外研究中であった大河純夫教授(民法)も加わり、また、下記の日程のうち14日と15日についてはドイツのコンスタンツに研究のため短期

滞在中であった村上弘教授（行政学）の参加、協力も得た。

今回のドイツ出張の目的は、主要には、昨年9月のケルン大学法学部/ケルン市と本学法学部とのシンポジウムおよび研究会での各報告をドイツで出版する作業を進めること、ケルン大学法学部との今後の学術交流について意見交換をすること、ケルン大学で新たに創設された学術法研究所を訪問し、ドイツでの学術法研究の現状を知ること、そして以上の目的に関連して大学及び研究所などを視察、レビューを受けることである。

訪問先は以下の通りであった。

8月13日（火）ケルン大学保険法研究所・クリングミュラー教授（保険法）・ヒューブナー教授（保険法）

ケルン日本文化会館・上田孝館長（在独公使）

8月14日（水）ケルン大学国際刑法研究所・ヴァイグント教授（刑法）

ケルン大学社会法研究所・ハナウ教授（労働法・本学名誉博士）

8月15日（木）ケルン大学学術法研究所・クリューガー教授（行政法）

8月16日（金）ボン・早稲田大学ヨーロッパセンター

8月19日（月）ドレスデン工科大学法学部・リュケ教授（法学部長・民事訴訟法）

8月20日（火）フライブルク大学・レーヴィッシュ教授（労働法・本学名誉博士）

8月21日（水）フライブルク大学国際交流局・ステュービク氏

フライブルク大学学長イエーガー教授

上記の目的のうち、1995年度シンポの成果のドイツでの公刊については、すでに前年度に決定済みである。今回の仕事は、原稿が出そろった段階での出版方法と内容のつめを中心とする作業である。同シンポが「環境問題」と「高齢化社会」の二つのテーマにわたって行われたことから、今後なおこの1年間の動向と若干の資料を補足する作業をおこなった上、公刊も2冊に分けて行うことになった。

ケルン大学法学部との学術交流について

は、1993年9月にケルンからハナウ教授、リュフナー教授（行政法・教会法）、マインケ教授（民法・税法）を迎えて「高齢化社会」「外国人労働者問題」等をテーマにシンポジウム、研究会、集中講義を実施し、上述のように95年には本学法学部から16名がケルンを訪問してシンポジウムと研究会を持ったことで、一往復の交流をなし得た形となった。今回のハナウ教授との意見交換の中で、95年の成果公刊にとどまらず今後も積極的に交流を深めてゆくことが確認されている。その内容は、2000年（法学部100周年）企画へのケルン大学からの参加・協力、立命館からの教員、大学院生などのケルン大学の研究施設への受け入れ、今後の学術交流の分野やテーマ、協力者を広げてゆくこと等である。次の学術交流企画テーマについては、立法学等を上げて意見交換を行った。いずれにしても、詳細は法学部の100周年事業委員会等とも調整しながら詰めてゆくことになる。

最後に、学術法研究である。この研究は、文部省科学研究費補助の研究助成を受けて行われているものである。研究は3年間の共同研究（研究代表・吉村良一教授（民法）ほか法学部教員12名）であり、95年度はその初年にあたる。今回の訪問先に、東西ドイツ統一後の新設学部であるドレスデン工科大学法学部やフライブルク大学国際交流局を加えているのは、もっぱらこの学術法研究との関わりであるが、中心はケルン大学の学術法研究所の訪問であった。

15日の午後、所長のクリューガー教授自らの案内で学術法研究所を訪れた。同研究所は、ケルン大学法学部のある本部棟からはバス停で2つほどの距離にある。研究所とはいうものの、民間のもと店舗つきのビルを買い取りとって、その一つの階をあてており、建物外観からは、入り口の表示に気づかなければ大学の研究所とは分からない。ただこれは仮住まいで、そのうち別の建物に移設されるということである。

学術法研究所を持つのはケルン大学がドイツでも始めてであり、現在のところ、ドイツ

で唯一ということであった。研究所にはかなりの図書・資料がすでに備えられており、ドイツ国内のみならず、諸外国の高等教育制度、研究制度に関する法律など（ドイツ語または英語版）も揃っていた。日本の教育基本法等もその中には含まれている。

さて、学術法研究所といっても、学術法という言葉自体がわれわれには馴染みのないものである。これがどういうものであるのかは、現在クリューガー教授が編者となってこの研究所で改訂作業が進められている学術法の大部の体系書の章立てを紹介することが分かりやすいであろう。

この本は全2巻からなり、第1巻は、「大学」に関し、歴史と概観、研究と教育、大学に携わる人、学生、試験、学位と教授資格、大学の諸機関、大学行政、私立大学という章立てである。第2巻は、「大学外の研究機関」の項目の下に、歴史と概観、研究機関（マックス・プランク研究所など）、学術推進機関（D A A Dやフンボルト財団などを含む）、研究組織と研究行政、さらに「共同とコーディネーション」の項目で、憲法とEC法上の基礎、諸機関、最後に「国際比較」の項目で、比較法の基本問題と、諸外国の大学

と大学外研究機関をめぐる法制度が概説される。

以上の項目からすると、学術法は、大学や大学外の各種研究機関にかかわる法規定の集成である。EC法、憲法、研究・教育関連の行政法、労働法、民法にわたるまさに学際的法領域ということになる。連邦制をとるドイツでは、大学での教育や研究も州に権限があるシステムとなっているが、もちろん学術活動自体は州はもちろん、国際的に行われるものであることを考えると、学術分野での法制度の体系化と整理、国際比較、場合によっては国内的、国際的統一という視点も必要ということであろう。ただ、この学術法が、各種の研究機関と関係者のためのハンドブックとして実務に有用である以上に、法学の一領域としてどのような成り立ちをもっているのかは、今のところ私にはよく分かっていない。

わが国では教育法という法分野はあるが、学術研究法制についてまとまって研究されることはまだない。ケルン大学の学術法研究所からは今後も継続して最新情報の提供を受けるなど協力を得つつ、当方の学術法研究も実り多いものにしたいと考えている。

（わだ・しんいち 民法）

民事訴訟法学会大会における個別報告 を終えて

出口 雅久

本年5月18日・19日の2日間にわたって鹿児島大学において第66回民事訴訟法学会が開催された。民事訴訟法学会では、30代後半から40代前半まで若手が中心に個別報告を毎年8名程度行い、さらに、これに中堅の研究者および実務家が各1名参加するのが慣例となっている。今回の学会報告の件については、フンボルト財団の援助を受けてドイツ・フライブルク大学に留学中の昨年夏に、佐上善和教授よりファックスを受け、来年の民事訴訟法学会の個別報告をしないかという打診

があった。日頃の研究会での報告は経験をしていたが、いきなりメインの学会報告をすることはかなりの重圧であるにもかかわらず、「他に誰もいなければやりますよ」、と簡単に返事をしてしまった。帰国後は、講義の準備、留学後の残務整理、エクステンションの講義等で忙殺され、本格的に報告準備体制に入ったのは師走に入ってからであった。まずはテーマ設定が問題であった。ドイツ留学中は民事訴訟法における公開原則の妥当性について憲法理論と民事訴訟法理論の交錯領域に

ついて関心を持って資料収集をしていた。論文を読み込んでいるうちに、ドイツ法ばかりでなく、スイス法、オーストリア法、さらには英米法にも関心は広がり、テーマを絞れずに困惑していた。そこで、昨年暮れに日頃お世話になっている中野貞一郎教授のお宅に押し掛けて、「先生、どのようにテーマ設定したら良いでしょうか」と尋ねたところ、「学会報告はできるだけ具体的なテーマの方が分かり易くて良い」というアドバイスを戴いた。そこで、民事訴訟法改正において議論されていた秘密保護手続に照準を当てて準備を行った。学会前の関西民事訴訟法研究会においても報告を揉んで戴き、5月の連休中に報告書を仕上げた。しかし、読み上げ原稿と論文原稿との間には大きな違いがあり、薬師寺公夫教授のアドバイスを受けて、何回も声を出して時間内に収まるように原稿に手を加えた。5月18日の学会当日、私は1番手で「民事訴訟法における秘密保護手続の動向」というテーマで報告を行った。司会はかねてより面識のあった東京大学の伊藤真先生にお願いした。同じ時間帯には親友の慶応義塾大学の三木浩一助教授が「重複訴訟論の再構築」というテーマで報告を行っていたため、聴衆は二分され、関西民事訴訟法研究会ですでに一度私の報告を聞いた京大の谷口安平先生等は「三木さん方に行きますから」とすげない返事であった。しかし、用意したレジュメ150枚はすべて配布し、司会の伊藤先生によって報告者の紹介が行われた。と、その時、リュックサックを背負った背広姿の男性が私の前を横切り、前列の席に着席された。誰かと思って顔をのぞき込むと東海大学の新堂幸司先生であった。その他、ドイツ留学でもお世話になった駿河台大学の竹下守夫先生、中央大学在学中から事務所に出入りさせて戴いている弁護士の本川統一郎先生、司法研修所教官の加藤新太郎先生他、意外にもかなりの先生方が最初の報告にも関わらずご列席戴いたことに喜びを感じたのもつかの間、次の瞬間、報告後にどんな鋭い質問が飛んでくるかを考えていた。あまり公にはしてはならないと思うが、通常は同門の先輩等がサクラの質問者と

して配置されているのである。とにかく、私は報告を開始した。私は、現行の民事訴訟法の枠内でも一般公開原則は憲法82条2項や32条の解釈によって制限することは可能であることを主張し、それを前提に、民事訴訟法における秘密保護の必要性は当事者公開の制限にまで踏み込まない限り、当事者および証人の秘密保護は民事訴訟法において保障され得ない旨の論旨を展開した。その理由として、第一に民事訴訟法の国際化の問題を挙げた。非公開裁判による外国判決がわが国で承認・執行を求められた場合、果たしてこれを公序違反で拒否できるのであろうか。もし拒否できないとすれば、非公開審理による外国判決は承認・執行できるのに、なぜ国内において非公開審理が憲法違反になるのであろうか。第二に、知的所有権の国際的なハーモナイゼーションの中でわが国だけが自国の憲法解釈に固執し、国際取引秩序を遵守できない法状況は絶対に回避すべきである。第三に、民事訴訟法における真実発見は秘密保護手続が整備されてはじめて達成されるのである。消費者訴訟において情報開示の必要性が叫ばれているが、情報開示を求めていくためには、当事者の秘密を保護する手続が不可欠である。また、訴訟において秘密漏示を恐れるあまり、訴訟外で紛争解決を迫られる場合、不公正な紛争処理が行われる可能性は経済的な格差の激しい当事者間においては極めて高い。しかし、問題は相手方の法的審問請求権の保障である。ここで、私は比較法的に分析し、アメリカでは、裁判による秘密開示を公用収用と同視することにより秘密保護手続を憲法上正当化しており、またオーストリアやドイツでもデータ基本権なる概念を用いて、裁判においても個人のデータは保護されるべき憲法上の地位を認めている点を指摘し、わが国でも同様に秘密保護手続は憲法29条3項によって正当化できる旨を主張した。因みに、刑事訴訟法281条の2では、被告人でさえ公判期日において退席させることが実定法上認められている。なぜ民事訴訟法においてのみ被告の法的審問請求権が絶対的に保障されなければならないのか。単なる手続的基本権であるという

理由では様々な利害関係が錯綜する現代社会の紛争解決には対応できないのではないか。以上が私の民事訴訟法学会での個別報告での要旨である。質問では、木川統一郎先生が「報告者は証拠調べだけを念頭に秘密保護手続を考えているが、会社訴訟の場合、訴訟資料全てが秘密であり、訴訟の送達から判決言渡まで一貫した秘密保護手続が必要なのではないか」というご指摘を戴いた一方、早稲田

大学の鈴木重勝先生は「僕は一般公開原則を制限するのに苦労してきたが、本日の報告は当事者公開まで現行法の解釈でできる、というご趣旨で若干戸惑っている」というご指摘も受けた。まだまだ法的審問請求権の制限に関する正当化理論の詰めが甘いことは事実である。今後は現在執筆中の論文を公表し、民事訴訟における秘密保護手続の問題について学界に意見を提示していきたいと考えている。(でぐち・まさひさ 民事訴訟法)

「共同建替促進法制定の提案」 土地法学会報告より

安本 典夫

震災からの復興・・・進まない住宅再建

先日、神戸での調査・研究会のついでに足をのびして、神戸ルミナリエを見てきた。旧外国人居留地のあたりその他の通りや公園を光でかざったものである。出店や様々な催しなどの賑わいのない、まだ“つくられた祭り”の段階かな、という感もしたが、しかしイルミネーションが夜空に輝いてなかなかきれいで、ずいぶん多くの人が押しかけていたし、私も楽しんできた。神戸に人が戻り、集まってきているな、という実感がわいた。

しかし、一歩足を街区の中に踏み入れると、そして諸資料を見ると、あの阪神・淡路大震災での20万棟前後の倒壊・焼失家屋の再建は、なおあまり進んでいないという現実と直面する。民間商用ビルの再建は、1996年1月で13%、7月で24%、民間住宅の再建は、それぞれ17%、32%という。中でも地域でいえばインナーシティ、住宅形式でいえば長屋、木造賃貸住宅は、被害がとりわけ大きかったにもかかわらず、再建も最も遅れている。

住宅再建をめぐる問題

そのあたりは借家が多かったのであるが、もともと収益性は高くなかった上に、入居者も家主も高齢化しているものが多く、建替え意欲が起こせない家主も少なくない。さらに、過小宅地が多く、また接道要件を充たしていないものも多い。接道要件というのは、

建築基準法で、幅4m以上の道路に2m以上接していなければならない、とされていることをいう。しかし、建築基準法以前にできた街並みでは、道路幅4mないところが多い。その場合も、1.8m以上の幅があれば、道路中心線から2m後退すれば建築できる。しかし、もともと狭い敷地で、道路中心線から2mバックすると、人の住むスペースがあまり残らなくなったり、あるいは道路幅が1.8mなければもうどうしようもない。このようなところでどう再建するか。実は、このような住宅地の問題は、多くの都市内部に、もちろん京都にも見られる。

このような場合、法定の事業としては土地区画整理事業、市街地再開発事業がある。しかし、それが本当にその地域の再生、コミュニティも含んだ地域の再生になるか。どうしたらなるか。両事業の仕組みと原理の再検討が改めて必要になってきている。同時に、その限界を認識し、そのほかに、たとえば共同建替えを進める仕組みを考えることも必要ではないだろうか。

土地法学会のテーマ

本年度の土地法学会は、このような問題意識の下に、テーマが設定され、甲斐道太郎京都学園大学教授をヘッドに、大阪弁護士会の松村信夫・村尾龍雄両弁護士と私で共同調査・共同研究を行った。村松さんが市街地再

開発事業、村尾さんが土地区画整理事業、そして私が「共同建替促進法制定の提案」を担当した。なお、私の研究は、本大学の震災復興研究プロジェクト「阪神・淡路大震災住宅復興計画研究委員会」の研究の一環でもあった。

現在の共同建替え促進の制度

現在でも、2つの法定事業以外に、共同建替え促進制度として、要綱にもとづく補助制度、融資制度などがある。これらを使って、阪神諸都市で現実に共同建替えが進められている。たとえば、住宅市街地総合整備事業、密集住宅市街地整備促進事業、優良建築物等整備事業などによる補助金がある。融資として、住宅金融公庫災害復興住宅金融融資、神戸市災害復興住宅特別融資、ひょうご県民住宅復興ローンなどや、融資をうけた場合の阪神・淡路大震災復興基金による利子補給がある。また、建てた建物の床を、住宅供給公社や住宅・都市整備公団等が一括して買い取って賃貸・分譲にする制度もある。これらを可能な限り組み合わせると共同建替えは進められる。

現在の制度の限界

しかし、住宅市街地総合整備事業は、工場跡地とか古い公営住宅団地などを種地にして周辺住宅密集地をもあわせて再開発するものである。二番目の密集住宅市街地整備促進事業は、大都市地域内の老朽住宅等が密集している地域で、地域単位で整備計画を作成し、家の建替え時期にあわせて任意買収で日常生活道路の拡幅、子どもの遊び場等の新設、また、老朽住宅の建替え、木賃住宅等の共同建替えの促進をする。いずれもここでの共同建替えに補助金が出される。第三の優良建築物等整備事業は、6m以上の道路に4m以上接しているなど一定の都市基盤のある区画・敷地で、共同建替えをしようとするものに補助金を出そうというものである。ただ、簡単な紹介からも察してもらえるように、いずれもはじめに述べた地域の共同建替え促進には、常に短したすきに長し、という感じである。

共同建替事業の進展状況

これら共同建替事業には、いろいろのタイ

プがあるが、どうも、現実に進んでいるのは、かなりの規模の敷地がまとまる場合に、ディベロパーに委託し、高層の共同住宅を建て、保留床を売ることによって事業費をひねりだし、権利者は従前の土地等等価の床等を手に入れる（つまり金はあまり払わなくてもよい）、というものが多いのではなかろうか。そうすると、事業が進むには、たとえば容積率でいえば少なくとも300%はほしい。このような条件がないところでの共同建替えをどうするか。これが研究課題である。

共同建替え促進へ向けての研究課題

この研究課題は、さらに具体化すると、いろいろある。多数の、しかもきわめて多様な権利者の合意をどう形成し、どうその合意を維持してゆくか。それに専門家がどう関わってゆき、その財政基盤をどうするか。不明権利者をどう扱うか。さらには補助金をどういう根拠でどこまで出すか。

現在、上記の制度での補助金は、今次被災地域については嵩上げがされ、調査設計計画書・建築物除却費等・共同施設整備費（共同施設部分）・付帯事務費に、5分の4（国が5分の2、県・市がそれぞれ5分の1負担）出される。専用部分については所有者の負担という原理は、維持されている。しかし、この下で、各事業での補助金の割合は12～13%前後、利子補給等を入れて2割前後にとどまっている。この率は、高層化すると大きくなる。細街路をはさんで小規模宅地がならぶところでの比較的規模の小さい共同建替えのインセンティブにはなっていない。これをどうするか。

土地法学会では、このような点について、現段階（これはまだ中間段階であるが）で整理した方向性を提起してみた。

この過程では、各地方自治体の担当者およびコンサルタントの方々には、本当に忙しい時間を割いて、貴重なご教示をいただくことができた。改めてお礼を申し上げますとともに、この報告をもふまえて議論がより深められ、そして現実の制度構築へ、そしてその下で震災復興の共同再建がさらに進めばと願っている。（やすもと・のりお 行政法）

公法学会第61回総会の報告

市川 正人

< 公法学会を振り返って >

日本公法学会第61回総会は、10月12日、13日の両日、東京大学本郷キャンパスにおいて開かれた。例年は、2つのテーマを立て、1日目が全体会（両テーマにかかわる諸報告）、2日目が分科会（午前に報告、午後には討論）という形でなされているが、今年は、「日本国憲法50年 - 回顧と展望」という統一テーマで行われた。そして、1日目は、午前中に芦部信喜、伊藤正己氏の記念講演、午後には杉原泰男、奥平康弘氏の報告及び簡単な質疑がなされ、2日目には、午前3分科会での報告・討論、午後には別の3分科会での報告・討論がなされた。午前の分科会は、「平和主義」「政治制度」「司法国家制」、午後の分科会は「精神的自由権」「経済的自由権」「社会権」であった。私は「精神的自由権」の分科会において表現の自由に関して報告した。なお、本学部の大久保教授は、「社会権」の分科会において中央大学の中西又三教授の報告「労働者の権利の実現方法 - 行政法の観点から - 」に対するコメントを勤めた。

今回の総会はなにやら忙しい総会であったが、その反面ムダのない充実した総会であった。各分科会とも白熱した議論がなされた模様であり、日本国憲法公布50年を記念して取り組まれた今回の総会はおおむね成功したといえよう。

今回の総会の講演・報告の中で私がもっとも感銘を受けたのは、第1日目の芦部教授の記念講演「人権論50年を回想して」であった。そこでは、芦部教授は、自己の学説に対する批判に反論しながら、「私人間における人権保障」と「違憲審査の基準論」について論じた。まず、前者については、国家からの自由と国家による自由との区別が相対化してきていることは認めつつも、わが国の場合には、なお防御権（国家からの自由）としての

自由権を中心にして捉えないと、日本の伝統・戦後の人権状況からして国家権力の不当な介入を招くことになるかと力説した。後者に関しては、芦部教授が提唱してきた違憲審査基準論への批判に反論を加えた。芦部教授は、「表現の自由等の精神的自由を規制する法律に対しては裁判所はその合憲性を厳密に審査すべきだが、経済的自由を規制する法律に対してはそれより緩やかな違憲審査でよい」という二重の基準論を前提としつつ、表現の自由規制法律についてもそれを表現内容規制と表現内容中立的規制とに分け、経済的自由規制法律についても、経済活動から生ずる害悪を抑止するための消極目的の規制と社会・経済政策を実現するための積極目的の規制とに分け、違憲審査基準を類型化することを提唱してきた。そうした類型論については、近時、若手・中堅の憲法研究者から批判が向けられている（私もその1人である）が、それに対して、芦部教授は、類型化を否定し一元的な比例原則によるべき、すべて厳格審査であるべきという主張が、最高裁判決の状況からして、はたして勝てる裁判につながるのか、違憲審査の活性化につながるのか、と疑問を呈せられた。

芦部教授は、最初、声がかすがちであったが、講演は次第に熱を帯び、大変な迫力であった。芦部教授の反論については私としても再反論を加えたい点もあるが、古稀を過ぎながらも、自己の学説への批判に正面からの反論をなされた学問への執念に、いまさらながら頭が下がる思いであった。

< 分科会での報告 >

第4分科会「精神的自由権」では、蟻川恒正東北大学助教授の「日本・国・憲法 - 思想の自由に鑑みて - 」、初宿正典京都大学教授の「信教の自由と政教分離 - 回顧と展望」と題する報告に続いて、私が「表現の自由論の

50年」と題して報告を行った。前日の芦部講演や奥平報告は私にとってきわめて刺激的であり、前日の夜、私は両者にメンションする形に報告原稿を修正したが、その結果、あまり完成度の高くなかった私の報告原稿はますます膨らんでしまった。何しろ3時間で報告と討論を行わねばならないというタイトなスケジュールの分科会であったので、報告を25分で終わるようにと司会者から厳しく釘をさされていたにもかかわらず、時計を気にしての焦りながらの報告でも35分かかってしまった(他の2報告者が時間を厳守したので大勢に影響はなかったのだが)。

私の報告は、3つの部分からなる。第1は、表現の自由理論の形成である。表現の自由理論は日本国憲法下において新たに形成されたものであるが、それがどのように形成されてきたか、わが国の表現の自由理論がどのような特徴を有するかがここでの主題である。わが国の表現の自由理論は、違憲審査制を通じて国家からの自由としての表現の自由に非常に強い保障を与えようとするものであり、国家による規制に対してきわめて警戒的なスタンスをとっているという特徴がある。それに対して、最近、このようなわが国の表現の自由理論の姿勢は、「プレモダンの残滓が存在し、しかも東西の冷戦体制という環境の中で再生させられつつある状況」に対抗せんとするがゆえのものであり、プレモダンの残滓がなくなりつつある今日、国家には自由の擁護者という面があることを意識しつつ、表現の自由に関して絶対性を強調するのではなくもっと文脈に応じた調整を図っていいのではないか、といった主張もなされている。しかし、私としては、芦部教授の前日の講演も力説しているように、わが国の伝統、人権状況、議会制の状況からして、国家規制に対する警戒感を緩めることは適切ではないのではないか、と論じた。

報告の第2の柱は、マス・メディアの表現の自由と国民の知る権利である。ここでは、とりわけ、マス・メディアの表現の自由を個人の表現の自由とは明確に異質なものと捉えようとする最近の動きに注目した。私も、こ

うした動きに共感を覚えつつ、「法人の人権享有主体性」の観点からマス・メディアの表現の自由を捉えたいと論じた。すなわち、本来、憲法が保障する権利は、人間である以上は当然に有する価値である「人権」のはずであるから、人間ではない法人が憲法上の権利の享有主体性を認められるというのは背理のはずである。そこで、私としては、法人が「人権」であるはずの憲法上の権利の享有を認められるのは、個人の「人権」をよりよく保障するためであると考えたい。「法人の人権享有主体性」とは、人権の共同行使として集団的活動がなされている場合、そうした集団的活動そのものに憲法の保障を及ぼそうとするものではなからうか。これをマス・メディアの表現の自由に関して見れば、マス・メディアは、それを構成する広い意味でのジャーナリストの表現の自由の共同行使をよりよく保護するために、それ自体に表現の自由が認められるということになる。マス・メディアの表現の自由がこのようなものと捉えられれば、マス・メディアは、それを構成するジャーナリストの表現の自由という目的や、国民の表現の自由・知る権利の保障という観点から特権を認められ、あるいは制限を受けることがあるのではないかと論じた。

報告の第三の柱は、差別的表現規制論である。わが国の表現の自由理論はアメリカの表現の自由理論の大きな影響の下に形成されたのだが、そのアメリカにおいては、人種差別的な表現や、性差別的表現と捉えられるポルノを規制すべきであるという議論が盛んに展開されている。そうした動きは、従来の表現の自由論が前提とする思想の自由市場論、個人観、国家観を鋭く批判している。こうした批判の内容、適否等について詳しく述べる時間的余裕もなかったので、私としては、差別的表現規制論が表現の自由理論そのものの捉え直しを要求するものであることを十分意識した上で、その問題提起に真摯に答えていくべきであると述べるにとどまった。

報告後の討論において議論が集中したのは、報告の第2点であるマス・メディアの表現の自由論であった。それにしても、質問者

の多くは友人・知人であり、報告の意図をより明確にさせること、報告では十分触れることができなかった点を敷衍させることを狙った、非常にありがたい質問ばかりであった。持つべきものは友人であると今更ながら感じた次第である。

私は、最近、学会や全国規模の研究会で回顧報告をすることが何回あった。このとこ

ろすっかり回顧家となっている感がある。回顧ばかりでは発展性がないが、私にとってこの50年を回顧する機会を与えられたことは、自己の課題を明確にする点で有意義であったと思う。今後は、こうして明らかになった課題に取り組み、自分なりの中間的な解答を出すことに努めたい。

(いちかわ・まさと 憲法訴訟論)

私法学会個別報告を終えて

増田 栄作

この春立命館大学大学院を出て広島修道大学に就職したばかりの私に、日本私法学会第60回大会個別報告のお声がかかったのは、見知らぬ土地で仕事や生活の見通しを立てるのに必死になっていた4月の終わりごろのことだったように記憶しています。最初吉村良一先生からお電話をいただいた時、反射的にしり込みしたところをうまくほだされお受けしたことが、その後夏休みをこえて続く苦難の始まりでした。

私法学会はいうまでもなく全国の私法学者が集う最大規模の学会ですが、2日間の大会の1日目に予定されている個別報告は若手研究者のいわば登竜門といった位置付けを与えられており、20名近くが4つの分科会にわかれて順次研究報告をおこなうというものです。若手とはいえ既に学界の理論動向に一石投じる野心的な業績を挙げた研究者に与えられる報告の場であり、本来ならばただの駆け出しに過ぎない私が出る幕などなかったところ、私法学会の理事であられる長尾治助先生のご推薦や、吉村先生のお薦めがあって、初めて今回の機会を得ることができた次第です。

今年の私法学会は10月12・13日、東京・渋谷の青山学院大学で行われました。報告前夜、まるで大学受験生のようにコッソリ下見に訪れたとき、広島市郊外の山あいに位置する(10年ほど前までは裏山で松たけが採れたという・今でも山菜採りなどで結構に

ぎわっている...?)我が広島修道大学とはまさに正反対の華やかな立地、それでいてイチョウ並木の続く落ち着いた雰囲気のカンパスに、すれ違う学生さえも非常に大人びて見え、何とも心細く思ったものです。

さて、私の報告テーマは「民事責任の原理と体系に関する一考察 - ドイツ法における議論を中心として -」です。以下その内容について簡単に紹介します。近時、人身損害補償における不法行為制度の意義と限界に関する議論が活発に展開されてきましたが、それに伴い、不法行為責任の基本理念や帰責の本質に関する理解についても、あらためて問われる必要が生じているように思われます。その際、不法行為責任が如何なる性質を帯びた責任の種類によって、如何に構成されているかを検討することが、考察のひとつの手掛かりになり得ないでしょうか。この報告の主要な検討課題は、ドイツにおける不法行為責任を中心とした民事責任の原理、および、体系(民事責任の帰責根拠・基本原理、および、その体系的整理)に関する理論の、近時のあらたな展開状況の考察です。ドイツにおける従来の通説的見解によると、民事責任の体系は、不法行為責任(過失責任)原理と危険責任原理の二つから構成され、かつ、両者は厳格に区別されます(「責任法の複線性」)が、しかしながら、近時、この二つの責任原理の厳格な区別を相対化し、両者をより一体的に理解しようとする動向が生じています。

報告は、そのような近時動向について把握し、また、その変化をもたらした理論的背景として、民事責任の基本理念や帰責の本質に関する理解の展開（損害の「個人的答責」から「社会的分配」への移行）について考察するものです。具体的には、危険責任原理の側面における動向、特に、近時あらたに制定された幾つかの民事責任特別法（「危険責任」特別法）の責任規定の責任原理をめぐる議論を契機として展開された動向に注目して検討しました。このような近時ドイツにおける議論の枠組みを参考として、不法行為責任の原理や体系に関する理解と、責任の基本理念や帰責の本質に関する理解との関連性、さらには、後者の今後の展開方向の見通しや、ありかた等について考え、また、同様の論点の日本における動向、すなわち、通説的理解たる「不法行為責任二元論」と、それに対する近時の「不法行為責任一元論」の有力化（過失の「段階的把握」・「段階的構造」）という状況の分析についても、何らかの示唆を得ようとしたものです。

研究報告自体は、自分の順序が第一分科会の第一報告であったため、大会の開会直後あっという間に終わってしまったのですが、その出来の方は、日ごろの勉強不足がたまって質疑応答に結構難渋し、何とも複雑な結果となってしまいました。とはいえ、いわば大舞台での報告は他にかえ難い体験となったとともに、今年の春以降ずっと背負い続けていた重い課題からようやく解放されたことに、今はただほっとしています。今後はこの貴重な経験を生かして、なお一層の研さんに励みたく思います。

最後に、冒頭に触れたように今回の報告の機会を与えて下さった長尾治助先生（ここではとても書けないようなミスが続き、本当にご迷惑をおかけ致しまして大変申し訳ございませんでした！）、当日拙い報告を聴講いただいた立命館大学の民事法の先生方、そして、大学院時代から研究課題についてご指導下さり、今回の報告にも多くの貴重なアドバイスをいただいた吉村良一先生にこの場をお借りして深く御礼申し上げます。（ますだ・えいさく 民法ノ広島修道大学講師）

博士（法学）の学位を頂いて

田井 義信

一、1996年10月5日、母校立命館大学から博士（法学）の学位を頂戴した。誠に有り難く心から感謝しています。主たる対象論文は拙著・イギリス損害賠償法の理論（有信堂・1995年）です。同志社大学大学院時代から最近までに書いたものの中からイギリス法に関するものを一冊の本にまとめてはどうかと有信堂の八木美知夫社長（立命館大学の後輩）に勧められ、軽い気持ちで加筆などをして一年くらいかけて出版したのが1995年の晩秋であった。当初は学位論文としての審査をうけるなど夢にも思っていなかったが、昔からお世話になっている中川淳先生（元立命館大学教授）が中井美雄先生にお会いした際、学位審査の手続きをとらせていた

だきたい旨のお話をされたことを後で聞き、かなり慌てた。急いで立命館大学に駆け付け、中井先生や大学院課の方々に教わりながら手続きを済ませたのは12月初旬であった。そのようなわけで、結論が出るまでの10ヶ月間は不安だらけであった。しかし、嬉しかったことは、審査員が中井美雄先生、長尾治助先生、吉村良一先生という尊敬するすばらしい先生方であったことである。中井先生は不法行為法はもちろん民法全体の大家であり、私自身も3年次に債権各論を教わった。長尾先生は英米法に大変造詣の深い先生であり、吉村先生は拙著と同じ領域についてドイツ法および日本法の分野で立派な業績を挙げておられるからである。このような先生

方および教授会の諸先生方の審査を受けることはどのような結論になるにせよ本望であった。

二．拙著の内容は、イギリスの債務不履行および不法行為の場合の財産的損害と非財産的損害の損害賠償範囲の「画定」方法の判例理論の変遷を追い、その理由や背景を少しでも明らかにしようとしたものである。周知のように、日本民法416条（債務不履行の損害賠償範囲を定めたもの）はイギリス法に由来するものであるため、いずれはドイツ法や日本法との本格的な比較研究がなされなければならない領域である。さらに、損害賠償範囲という問題は、債務不履行と不法行為の関係、法と経済学との関係などの政策学、EUC進展による大陸法との相互接近などに繋がる奥の深い問題でもある。拙著はそのうちのほんの序説部分にすぎない。

三．私の立命館時代は広小路学舎での1960年代後半の四年間であった。私法関係科目を教わった専任の先生方を想い出すだけで

も、物権法は乾昭三先生、債権総論は西村信雄先生、債権各論は上記の中井先生、親族・相続法は中川淳先生、ゼミは三島宋彦先生、会社法は志村治美先生、民事訴訟法は井上正三先生であった。また、末川先生には法政特殊講義を教わった最後の学年でもあった。卒業前の数ヶ月は激しい学生運動にも見舞われた。しかし、その中でも先生方が見せてくれた学者としての真摯な態度は忘れることができない。また、私自身が教員になり、先生方の著書・論文を読むにつけ、その偉大さに圧倒されることが多く、学部生という多感な時代に学会を代表する立派な先生方に巡り会い、大きな影響を受けた自分の幸運に感謝するとともに、現在の私の大きな自信になっている。

最後になりましたが、学位授与式当日、大南正瑛学長には身に余るお言葉を頂戴し、生田勝義法学部長はじめ執行部の先生方には大変お世話になりましたこと、心から御礼申し上げます。

（たい・よしのぶ 民法 / 同志社大学法学部教授）

博士論文執筆を振り返って

樋爪 誠

1996年10月5日（土）、立命館大学中川会館大会議室において、私は他の10名の方々とともに、博士号（法学）を授かりました。慣例により法学課程博士より順に学位記が授与されることになっていたため、私は最前列に席を設けていただきました。そのため、総長は勿論のこと、他の所得者の皆様の授与の瞬間の表情も間近で見ることができました。それぞれの皆様の感慨深げな表情にふれるたび、私自身もまた10年間にわたる立命館での研究生活の日々を万感の思いで振り返っておりました。

1987年4月に法学部に入学した当初、私は法律の専門家になりたいという思いがあったものの、司法試験を目指すわけでもな

く、はたまた法律系のサークルで議論に明け暮れるということもなく、最初の2年間は専門の講義には皆勤で出席するという自分で決めたルール以外は何のこだわりもない気ままな学生生活を送っていました。ただ、多くの講義にがむしゃらに首を突っ込んでいる間に、自分の気持ちの中で「国際化」、「国、企業に対する個人」あるいは「（法）文化の相互理解」といったキーワードが浮かぶようになりました。そこで、3回生からのゼミとして国際私法を選択することにしました。

本学における国際私法の担当教官は木柵照一教授です。国際私法という分野は、一般に法律学の中でも理解が困難なものであるといううわさを聞いてはいましたが、実際取り組

んでみると想像以上に手強いものでありました。しかし、木棚教授の重厚な講義と熱心なゼミ指導に触れるにつれ、この学問の奥行きを感じ、次第にのめり込んでいくようになりました。時はまさにバブル全盛の時代で、私にも内定をくださる企業がいくつかありましたが、そのような恵まれた就職活動の中にあっても、国際私法への研究の意欲は捨て難く、大学院受験の道を選びました。

大学院に入って、私は国際私法における当事者自治の原則というテーマを選択しました。この問題を扱ったのは、国際的な取引一般について取り組みたいと考えていたので、その根幹である契約準拠法の決定基準として採用されている同原則に自ずと関心が向いたからでした。別の視点から言えば、国際私法という法分野において、当事者に準拠法の選択が認められるというのはいったいどういうことなのであろうかという点に非常に興味をわいたのです。国際私法は「法のための法」といわれるその性質上、他の法律よりも一般の人にとっては遠く感じられる中で、この原則は明らかに特異な存在です。また、今後、日本においても国際的な民事紛争がより多様化していくであろうことを考えると、涉外事件における当事者の役割が重要になることは確実で、その意味からもこの原則の検討は有意義であると考えたのです。

修士論文では、この点について特徴的なイギリスの学説を中心に検討しました。論文執筆という作業に不慣れであったことと、学説の歴史的な展開に重点を置いたことにより、修士論文は非常に大部なものとなってしまいました。本人はそれでも満足していたのですが、今思えば審査して下さった先生方には他の院生よりもご苦労を強いてしまったと反省してもいます。ただ、幅広く検討したことにより、中心的なテーマの研究だけにとどまらず、さらなる問題点を発見することもできました。

後期課程においては、修士論文で見いだした新たな論点を中心に、また修士論文の反省から簡潔な論文を作成するという方針で、研究を進めていきました。そのような中で、9

4年春期国際私法学会における報告の機会を与えていただくことになりました。最初の論文を学会報告できるという最大のチャンスにして且つ試練を迎えることになったのです。そのうえ、報告決定後学会までの半年の間、指導して頂いていた木棚教授がドイツへ留学されることが決まっていたので、半人前にもみたなかった自分にとっては、日々募るブレッシャーとの葛藤でした。ですから、遠くドイツから細かな指導をしてくださった先生からの手紙を、すぎるような思いで読んでいた自分の姿を今でも情けなくまた懐かしく思い返すことがあります。

学会報告では、契約準拠法に関するEUの条約に対するイギリスにおける議論を紹介し検討しました。私の力不足から、学会報告を乗り切ることにはかなりの時間と労力をさいってしまったので、学会報告の原稿を論文として『立命館法学』に掲載していただいたときには、後期課程2回生の秋になっていました。その時、私には、課程博士号を目指すという目標とは別に、留学という希望もありました。できるだけ休学をしたくなかったので、やむなく留学については、3カ月間でしかも語学力の向上に主眼をおいたものにとどめ（イングランド）、その前後で論文を一つづつまとめるという計画を立てました。

具体的には、まず、学会報告決定まえから少し用意していたイギリス法とアメリカ法の関係についての問題を留学前に再度検討し、帰国後は学会報告の範囲から最終段階ではずした国際海上物品運送契約に関する問題に取り組みました。前者の問題は、従来別個に考えられる傾向にあった今世紀における契約準拠法理論の英米間の影響を明らかにしようとするものであり、後者は主に統一法のレベルで議論されてきた問題をより国際私法に引きつけて考えようとするものです。もちろん、その際の主眼は当事者自治においており、前者についてはこの原則の英米法上の特異な存在形態を、後者についてはこの原則の制限に関する最新の議論を検討しました。

その後は、相前後しましたが、これらの論文の出発点となった修士論文の根幹部分の公

表に着手しました。さらに、短期留学中に集めた資料を中心に新たな問題として、準拠法決定基準と管轄権決定基準の関係を考察しました。最後の問題については、今後、国際民事紛争における当事者の役割も検討していきたいと考える私にとっては、博士論文のエピローグであるとともに、次の研究へのプロローグでもあります。

以上の五作をもって、1996年3月28日に課程博士学位請求論文として、『債権契約準拠法上の主観主義と客観主義の接点における諸問題』と題し法学部に提出しました。7月5日の公開研究会の場には、忙しい中を多くの先生方ならびに院生の皆さんに参加していただくことができ、自分の研究を公にすることの責任の大きさを改めて痛感しました。このような経緯の後、冒頭で述べた晴れの日を迎えさせていただくことができました。

私のこれまでの研究生生活を、指導して下さった諸先生、なかでも木棚教授からの学恩抜きに語ることはできません。ただ、ここで敢えて長々とお礼を申し上げることはせず、

今後の研究活動を通じて、少しづつお返ししていく決意のみを表明させていただきませぬ。また、法学研究科に籍をおけたことも大きな幸せでありました。例えば、私がまだ前期課程の頃に、橋本聡さん（現東海大学助教授）、米津孝司さん（現東京都立大学助教授）といった雲の上のような存在の諸先輩が、私の研究に興味を持ち、気さくにいろいろと意見をくださったことが、大きな自身と励みになりました。私自身がそのような存在になれなかったことは残念ですが、このような雰囲気が続くかぎり、さらによりよい研究成果がこの研究科から生まれるのではないかと思います。

現在は、（財）比較法研究センターにおいて、まさに21世紀の高度情報化社会をにらんだ大変進歩的な研究スタイルの中で、北川善太郎理事長のもと、競争法や契約に関する統一法あるいは商事仲裁といった問題に取り組んでいます。このような刺激的な環境の中で、今後も視野を広くもちつつ「国際私法における当事者自治の原則」というテーマを鋭意掘り下げていきたいと思っています。

（ひづめ・まこと 国際私法 / （財）比較法研究センター研究員 / 立命館大学法学博士）

法学部関連の主な学術交流・研究活動（1996年10月～12月）

- | | | |
|-----|--------|---|
| 96年 | 10月11日 | 政治学研究会：中田晋自氏「ミッテラン政権下における地方分権化と地方政治の変容 - 1982年の地方分権改革から1992年の住民参加改革へ -」 |
| 96年 | 10月18日 | 法政研究会：市川正人氏「表現の自由論の50年」 |
| 96年 | 10月19日 | 国際学術交流研究会：ドイツハーゲン大学 法学部教授
ヘンス・ペーター・マルチュケ氏「ドイツ法から見た日本の物権法と契約法の諸問題」 |
| 96年 | 11月 8日 | 公法研究会：修士論文報告 市木雅之氏「保証債務の履行のための譲渡と課税問題」野村亜希子氏「情報公開条例」 |
| 96年 | 11月 9日 | 国際学術交流研究会：スイスチューリッヒ大学法学部教授
ヴァルター・ハーブシャイド氏「スイスにおける仲裁と公序」 |
| 96年 | 11月22日 | 法政研究会：堤 功一氏「対人地雷の法規制について」 |
| 96年 | 11月29日 | 民法法研究会：鹿野菜穂子氏「約款の透明性」 |
-

- 96年 12月 6日 民事法研究会：修士論文報告 寺沢佐千夫氏「民事訴訟における過失の自認の効力」前原栄智氏「抵当権における物上代位制度」多木誠一郎氏「協同組合の外部監査制度について」後藤もゆる氏「法人の内部紛争における被告適格」佐々木好志氏「共同不法行為」吉岡ジュン氏「書証の成立の真正における自由について」林繁一氏「情報保存装置における商業帳簿の証拠力についての研究」
- 96年 12月 6日 国際学術交流研究会：ドイツ世界保健機関WHO健康開発総合研究センターライナー・シュミット氏「WHOにおける環境政策と環境法」
- 96年 12月13日 公法研究会：修士論文報告 刑事法分野 伊山正和氏「可罰的違法性と構成要件の解釈」吉田伸哉氏「青少年の非行とメディアの関連性について」
- 96年 12月13日 公法研究会：修士論文報告 蛭原健介氏「憲法院による法律の合憲性審査と「合理的立法」の実現 - フランスにおける憲法院と政治部門の相互作用 - 」佐々木潤子氏「所得税法における課税最低限と最低生活費 - アメリカ個人所得税を素材として - 」中村育氏「外国人の参政権 - 公務就任権・選挙権・被選挙権 - について、外国人の類型論からのアプローチによる考察」植木美智江氏「旧東西ドイツ国境銃殺事件に見る過去の克服」
- 96年 12月13日 民事法研究会：修士論文報告 大浦典子氏「ドイツ労働法における均等待遇原則」永井美佐子氏「中国における土地利用法制 - 都市部における土地使用権を中心として - 」
- 96年 12月20日 法政研究会：吉田美喜夫氏「大学教員の任期制について」
コメンテーター 市川正人氏
- 96年 12月20日 民事法研究会：修士論文報告 山本美恵氏「他保険契約の告知義務再考」服部龍虎氏「特定物売買における所有権移転と二重譲渡について」徳田美穂氏「財産分与請求権の保全」岩佐賢次氏「抵当権者による物上代位の諸問題について」鳴海朋子氏「損害賠償の範囲について」角野裕子氏「診療契約における専門家としての医師の説明義務」崔 睿鵬氏「特許侵害における日中間の相違について」升 民江氏「裁量制度について」

法学部部門別定例研究会： 法政研究会 / 公法研究会 / 民事法研究会 / 政治研究会

立命館大学法学部ニューズレター

第7号 1996年12月

編集：立命館大学法学部ニューズレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・立命館大学法学会

京都市北区等持院北町56-1

TEL. 075-465-1111 (代) / FAX 075-465-8294